

本務採用後に博士の学位を取得した者に対する給料調整について  
(研究職給料表適用者に限る。)

制 定 平6. 10. 1 総務第 783号  
最近改正 平19. 3. 30 総務第1164号

本務採用後に博士の学位を取得した者について、次のとおり取り扱う。

### 1 対象者

研究職給料表適用者のうち、大学院の博士課程の必要な単位を習得し、かつ必要な研究指導を受けた者で、本務採用後博士の学位を取得した者

### 2 方法

博士の学位を取得した日以降にその者が現に受けている給料月額が、同日においてその者が新たに本務採用したものとみなして得た給料月額と比較して下回る場合、その号給を調整することができる。ただし、この措置による給料調整の効果は、学位取得の日の前日以前に遡及しない。

### 3 実施時期

平成6年4月1日